

## 序章

### はじめに

計画の目的や、位置づけといった本計画の概要を説明しています。また、これからのまちづくりを考える上で、踏まえるべき社会潮流の変化について整理しています。

# 序章

## はじめに

### 計画改定の目的

本市では、平成 11 年（1999 年）10 月に大阪狭山市都市計画マスタープラン（以下「旧計画」という。）を策定し、平成 23 年（2011 年）3 月には改定をしています。さらに、都市計画法の改正や人口減少・少子高齢化社会の進行、地球環境問題に対する重要性の高まり、安全安心な暮らしの確保、市民協働によるまちづくりの広がりといった社会潮流の変化を踏まえ、平成 29 年（2017 年）3 月に計画の中間見直しを行っています。

その後 5 年が経過し、その間、大阪府が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である南部大阪都市計画区域マスタープランが改定されるとともに、本市の最上位計画である第五次大阪狭山市総合計画を策定しました。また、大阪府では、大都市・大阪の「大きな方向性」を示したグランドデザイン・大阪と、東西二極の一極を担う大阪都市圏の実現をめざしたグランドデザイン・大阪都市圏の考え方を整理・統合した新しいまちづくりのグランドデザインの検討を進めているところです。

本市の状況については、近隣市町村を含め全国的に人口減少が進む中、令和元年（2019 年）8 月末の人口（住民基本台帳による）が過去最高となるなど維持傾向にありますが、今後減少することが予測されていることから、これからのまちづくりについては、少子化、高齢化に伴い、人口減少と人口年齢構成の変化を見据える必要性があります。

さらに、情報化社会の進展や社会潮流の変化などに加え、令和 2 年（2020 年）から流行している新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の拡大防止を踏まえた“新しい生活様式”など、市民の生活様式にも変化が見られます。

これら社会潮流の変化に対応するとともに、大阪における広域的な視点を踏まえた南部大阪都市計画区域マスタープランなどの計画と連携し、第五次大阪狭山市総合計画に示した市の将来像を実現するため、必要となるまちづくりの方針を示すことを目的に旧計画の改定を行います。（以下「本計画」という。）

### 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく法定計画であり、上位計画である市の総合計画や、大阪府の南部大阪都市計画区域マスタープランに即した計画として位置づけられ、市が決定する個別具体の都市計画は、本計画に即し定めることとなります。また本計画は、関連計画、分野別基本計画との整合性を踏まえたものとしします。

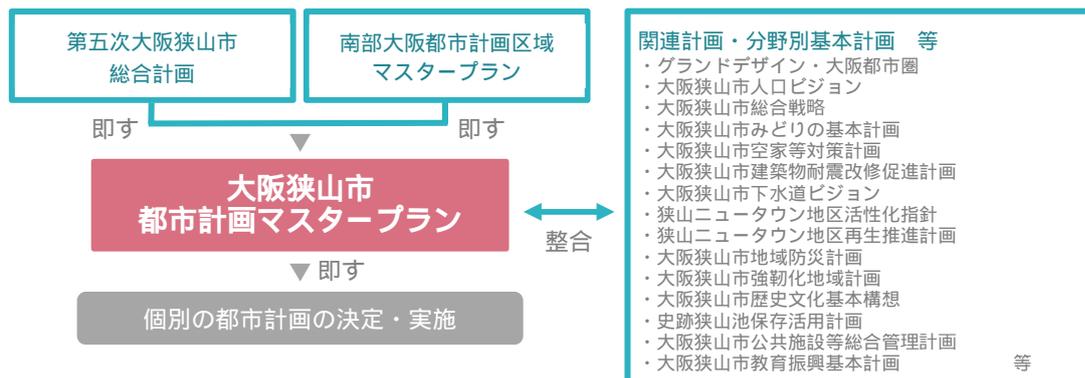


図 1 本計画の位置づけ

### 1. 計画策定の趣旨

本市が総合的かつ計画的で効率的な行財政運営を図るためのまちづくりの目標である将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにするもの

### 2. 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）

### 3. 市の将来像

水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔未来へつなぐまち  
～みんなでつくる おおさかさやま～

### 4. 施策の大綱

1. 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

5. 安全で安心できるまちづくり



#### 6. 施策の推進に向けて

市民とともに  
つくる参画と協働  
のまちづくり

情報共有と  
発信の充実

持続可能な  
行財政運営

本計画は第五次大阪狭山市総合計画を踏まえたうえで、“都市空間の形成”という視点で、これからのまちづくりについて方向性を定めるものです。

## 1. 計画の意義・目的

一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域として定められた都市計画区域を対象として、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるもの

## 2. 目標年次

令和12年（2030年）を目標年次とする

## 3. 都市づくりの基本目標

- (1) 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
- (2) 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
- (3) 多様な魅力と風格ある大阪の創造

## 4. 大阪の都市づくりの方向性



## 5. 大阪の都市づくりの視点

大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進

多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

本計画は南部大阪都市計画区域マスタープランを踏まえたうえで、大阪狭山市における、「都市計画の基本的な方針」について方向性を定めるものです。

## 計画期間

本計画は、令和4年度（2022年度）から、概ね10年間を計画期間とします。

## 計画の役割

本計画は、本市の最上位計画である総合計画に基づき長期的な視点で「どのような“空間形成“に係る取組みにより、まちづくりの課題を解決するのか」といった「“空間の形成”に資する取組みの方針」を示すものです。

このような本来の都市計画マスタープランが有する役割に加え、本計画では、まちづくりに求められる社会的要請も踏まえた次の役割を担うものとします。

### 役割1 都市課題を解決することができる“空間形成“に向けた総合的な計画

人口減少・少子高齢化社会の進行への対応、老朽化に伴うインフラ施設の更新、環境負荷の低減、感染症の拡大防止を踏まえた“新しい生活様式”への適応など、都市課題の多様化・複雑化が進みます。

本計画は、施設整備やインフラ整備などのハードに関する取組みと、都市計画制度の運用、空間の管理・活用や仕組みづくりといったソフトに関する取組みの双方を総合的・戦略的に展開することで、これら都市課題に対応するための“空間形成“の方針としての役割を担います。

また、総合的・戦略的な取組みの展開に向けては、各行政分野間の連携が重要となることから、分野別に方針を整理することで、“空間形成“に関わる行政施策を実施していく際の根拠としての役割を担います。

### 役割2 多様な主体でビジョンを共有し、実現していくための計画

市民の都市空間に対するニーズが多様化する現代においては、行政による制度運用や事業推進だけでは、これら都市課題や、個別地域の課題への対応には限界があります。

これからは、多様な主体が時代に応じたアプローチにより、まちづくりに参加することが必要になるとともに、各主体の取組みの結果として、整合のとれたまちづくりを行う必要があります。

本計画はこれからのまちづくりにおける明確な将来ビジョンを示し、関係する各主体がその方向性を共有するプラットフォームとしての役割を担います。

また、ビジョンを掲げるだけでなく、それらを実現していくためには、市民によるさまざまな活動を育むとともに、民間事業者の活動等をまちづくりに活かすことが必要となることから、各主体の役割を示すとともに、活動を都市や地域の課題解決等に活かすための考え方や方法を示す、ガイドラインとしての役割を担います。

## 背景となる社会潮流の変化

まちづくりを取り巻く社会潮流は目まぐるしく変化しています。ここでは、計画検討の背景として、踏まえるべき近年の社会潮流の変化を整理します。

### 持続可能な社会の実現に向けた取組みの必要性

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、日本では、「持続可能で強靱、そして誰一人として取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」のビジョンのもと、積極的な取組みが進められています。実現に向けては多分野における総合的な取組みが重要であり、本市のまちづくりにおいても、分野間の連携を基本に住み続けられるまちづくりを進める必要があります。

### 人口減少・少子高齢化社会の進行を前提としたまちづくりの必要性

令和 27 年（2045 年）までに日本の総人口は 1 億 6 百万人にまで減少するとされており、図 2 及び図 3 のとおり、現在人口増加のピークを迎えている本市においても、今後、定住人口を維持するとともに、人口減少・少子高齢化社会の進行を前提としたまちづくりについて検討する必要があります。

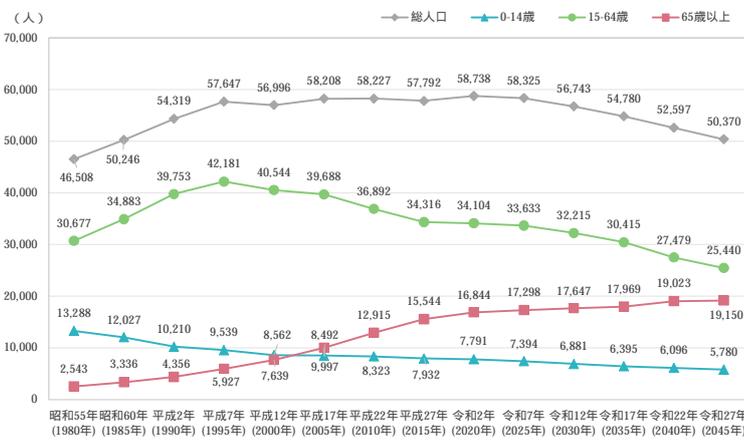


図 2 本市における年齢 3 区分別人口の推移

出典：平成 27 年(2015 年)までは国勢調査

令和 2 年（2020 年）以降は社人研準拠（住基補正）により、市独自に推計した結果

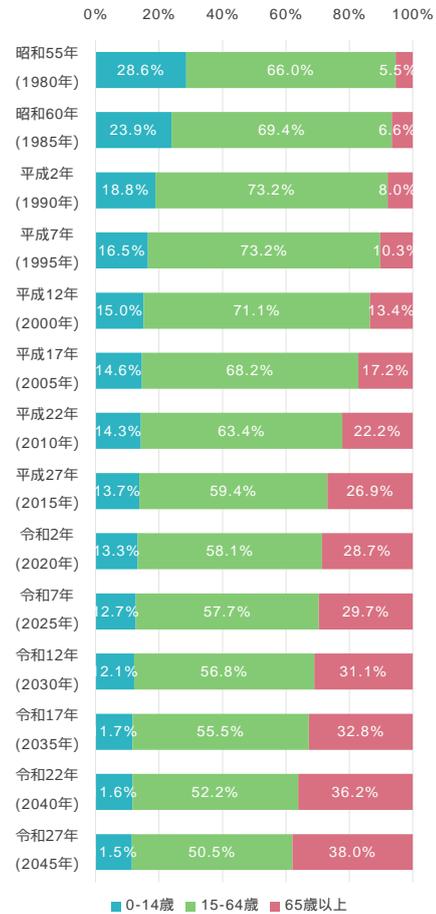


図 3 本市における年齢 3 区分別人口割合の推移

出典：平成 27 年(2015 年)までは国勢調査

令和 2 年（2020 年）以降は社人研準拠（住基補正）により、市独自に推計した結果

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



第五次大阪狭山市総合計画では、SDGs の 17 のゴール達成に向けて、自治体行政が果たしうる役割を設定しており、基本計画に示される各施策では、SDGs の目標との関係が示されています。

第五次大阪狭山市総合計画を上位計画とする本計画においても、SDGs の目標達成への貢献が求められます。

## 情報化社会の進展

近年における情報通信技術の進展はめざましく、まちづくりの分野においても、MaaSをはじめとするIoT技術の実装を視野に入れた環境整備や、e-コマースの普及といった技術革新に伴う個人の生活様式の変化を捉えたスマートシティとしての都市空間のあり方を検討する必要があります。

## 都市のレジリエンスの重要性の高まり

マグニチュード8～9クラスとされる南海トラフ地震の30年以内の発生確率が70%～80%と予測されるなど、大規模な地震災害発生危険性が高まっています。また、近年においては、気候変動に伴い、台風や豪雨災害の被害が全国的に増加しています。

このように避けがたい自然災害の発生を前提とし、被災による生命・財産の被害を最小限に抑えるとともに、被災後に速やかに回復することができる柔軟性を備えた都市や地域を形成する必要があります。

## コンパクトなまちづくりの必要性

日本の多くの都市では、急速な人口減少・少子高齢化社会の進行、厳しい財政状況などを背景に、持続可能な都市経営の実現が大きな課題となっています。そのため、サービス機能や住居等がまとまって立地し、公共交通により各種施設を結ぶ「コンパクト+ネットワーク」により、都市全体の構造を見直す政策が各地で進められています。

市域も小さく交通手段も比較的充実した本市ですが、現在の豊かな暮らしを将来にわたり続けられるよう、本市にふさわしい持続可能な都市構造のあり方を検討する必要があります。

## ウォークブルなまちづくりへの要請

近年、都市の空間を人中心の空間へ転換し、民間投資と連動しながら居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成することで、人びとの出会いや交流、豊かな生活、まちの魅力の創出といった好循環が生まれ、それを都市再生につなげる取組みが盛んとなっています。本市においても、水・みどりといった本市の強みを活かし、郊外都市のモデルとなる歩きたくなるまちなかを創出する必要があります。

### 変化する生活様式や価値観

令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、感染症拡大予防の考え方（新しい生活様式）や人口の密集を避ける暮らしの中で、マイクロツーリズムをはじめとする住まいの身近な場所や屋外空間に対するニーズの高まりなど、人びとの価値観は大きく変化しています。これらの変化を踏まえたうえで、これからのまちづくりについて検討する必要があります。

### 新たなまちづくりの視点

変化の予測が困難なこれからの時代においては、長期計画などに基づく事前明示型による空間整備のみでは、社会潮流及び市民ニーズの変化に対応することが困難です。そのため、既存の都市空間を活用し、期間を限定した簡易な社会実験や検証を繰り返すことで、空間の価値や課題を地域や関係機関と共有しながら、徐々に、実現可能な都市のあるべき姿を描くといったアプローチが重要となっています。

また、都市空間が量的な充足に近づいている近年においては、整備だけではなく、空間の継続的な維持・活用により、空間の価値を向上させる“マネジメント”の視点が重要となっています。特定のエリアを対象に、関係権利者等が主体となり地域経営を行うエリアマネジメントをはじめ、市民協働・公民連携等により、まちの魅力を恒常的に高めていくための取組みを進める必要があります。

